

自然再生推進法の概要

目的

自然再生推進法の目的は、自然再生に関する施策を総合的に推進し、生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することです。(第1条)

そのため、この法律には、

- ・自然再生についての基本理念、
- ・実施者等の責務、
- ・自然再生基本方針の策定その他の自然再生を推進するために必要な事項

を定めています。

基本理念

実施者(自然再生を行おうとする者)は、この基本理念にのっとって、自然再生事業の実施に主体的に取り組むこととなります。(第3条)

自然再生は、健全で恵み豊かな自然が将来の世代にわたって維持されるとともに、生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを旨として適切に行われなければならない。

自然再生は、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に關し専門的知識を有する者等の地域の多様な主体が連携するとともに、透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組んで実施されなければなりません。

自然再生は、地域における自然環境の特性、自然の復元力及び生態系の微妙な均衡を踏まえて、かつ、科学的知見に基づいて実施されなければなりません。

自然再生事業は、自然再生事業の着手後においても自然再生の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを当該自然再生事業に反映させる方法により実施されなければなりません。

自然再生事業の実施に当たっては、自然環境の保全に関する学習の重要性にかんがみ、自然環境学習の場として活用が図られるよう配慮されなければなりません。

国または地方公共団体の支援・取組

国または地方公共団体は、自然再生の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るため、以下の支援・取組に努めます。

- ・許認可等で適切な配慮
- ・実施者の相談に的確に応じることができる必要な体制の整備
- ・自然再生に関する情報の提供
- ・自然再生に関する研究開発の推進
- ・自然再生に関し行われる自然環境学習の振興及び自然再生に関する広報の充実
- ・自然再生事業の実施に関連して、地域の環境と調和のとれた農林水産業の推進

自然再生推進法に基づく自然再生事業実施の流れ

地域の発意による事業の実施

政府が自然再生基本方針を策定

*自然再生基本方針(H15.4.1 開議決定p11参照)

(自然再生を総合的に推進するための基本方針)

自然再生事業の進行状況等を踏まえておおむね5年ごとに見直す。

地域において実施者の発意により
自然再生協議会を組織

*実施者

自然再生事業を実施しようとする者
(NPO、民間団体、地方公共団体、国等)

*自然再生協議会

自然再生事業の内容等について協議する。

構成メンバーは実施者のほか、地域住民、NPO、土地所有者、専門家などで自然再生事業や活動に参加しようとする者、関係地方公共団体及び関係行政機関

自然再生協議会は
自然再生全体構想を策定

*自然再生全体構想

自然再生の対象となる区域、自然再生の目的、
協議会参加者の役割分担等を定める。

- ①自然再生基本方針
- ②自然再生全体構想
- ③自然再生協議会での協議結果に基づき

実施者は自然再生事業実施計画を策定

*自然再生事業実施計画

事業の対象となる区域及びその内容、周辺地域の自然環境との関係、自然環境保全上の意義及び効果、
事業の実施に関し必要な事項等を定める。

主務大臣は意見を聞く

自然再生専門家会議
自然環境に関し専門的知識を有する者

送付

助言

主務大臣
及び
都道府県知事

※政府は関係行政機関で構成する
自然再生推進会議を設置

公表

自然再生事業の実施

モニタリングを実施、評価し、
結果を事業に反映